

目標達成計画

作成日：平成25年5月13日

目標達成計画は、自己評価及び外部評価結果をもとに職員一同で次のステップへ向けて取り組む目標について話し合います。

目標が一つも無かったり、逆に目標をたくさん掲げすぎて課題が焦点化できなくならないよう、事業所の現在のレベルに合わせた目標水準を考えながら、優先して取り組む具体的な計画を記入します。

【目標達成計画】					
優先順位	項目番号	現状における問題点、課題	目標	目標達成に向けた具体的な取り組み内容	目標達成に要する期間
1	33	重度化や終末期に向けた方針と共有と支援についての明文化された話し合いが出来ていない。	利用者の状況の変化に合わせた利用者・家族との随時の話し合いと説明を継続していく。	入居時に重度化・終末期に対する方針を利用者・家族に説明し、理解と納得を得る。利用者の状況の変化に合わせた利用者・家族との随時の話し合いと説明を継続する。	その都度
2	8	「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」について理解する。	「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」について理解し、必要に応じて情報提供や適切な制度活用への支援ができるように職場内での周知を図る。	研修や情報提供など、意識して「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」について学び、職場内での理解を共有し、それを活用できるようにする。	3カ月
3	6	身体拘束をしないケアの実践	身体拘束委員会を受けて、グループホームの現状を踏まえた研修を全職員で行い、周知徹底を計画的に図る。	以前も今も身体拘束の実例はない。拘束廃止委員会より、言葉による抑圧的なものがないようにと指示を受け、現状を踏まえ、ケアの徹底を図り実践していく。	3カ月
4	7	虐待の防止の徹底をはかる	身体拘束委員会を受けて、グループホームの現状を踏まえた研修を全職員で行い、周知徹底を計画的に図る。	以前も今も虐待の実例はない。現状をふまえ、計画的に点検を行い、学ぶ機会を持つ。	3カ月